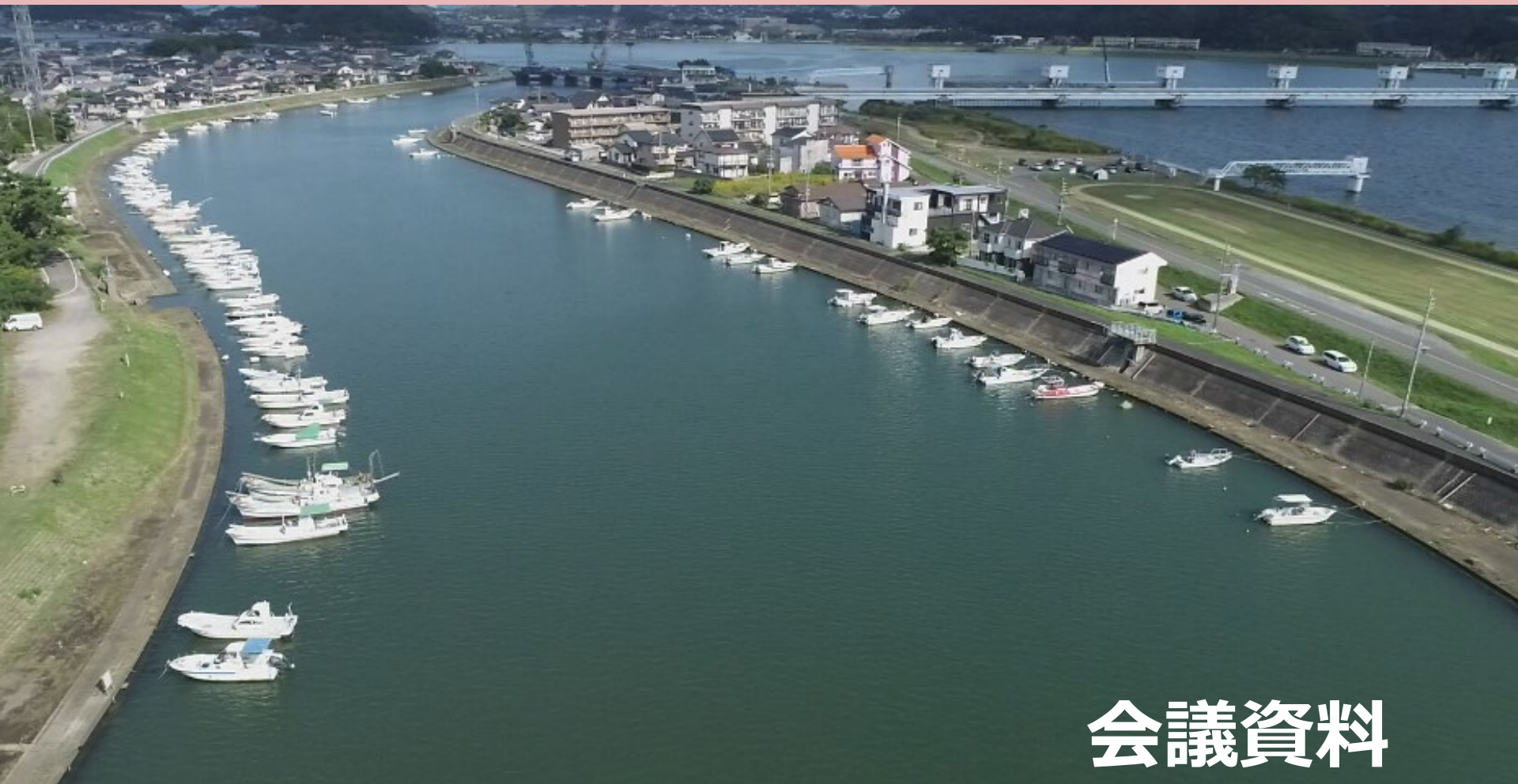


第9回 遠賀川河口域利用対策協議会



会議資料

第4期（その3）区域の西川不法係留状況
令和5年10月撮影

国土交通省 遠賀川河川事務所

目 次

1. 遠賀川河口域における不法係留船対策の概要
2. 不法係留船の現状について
3. 今後の不法係留船対策について

1.遠賀川河口域における不法係留船対策の概要

遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書

遠賀川河口域における 不法係留船対策に係る計画書

平成23年2月

国土交通省九州地方整備局
福岡県

目次

I. 重点的撤去区域の設定及び同区域における 不法係留船の強制的な撤去措置に係る計画	
1. 不法係留船の現状	2
2. 係留保管施設の現状	2
3. 恒久的な係留保管施設及び暫定的な係留保管施設	3
4. 重点的撤去区域の設定	3
5. 重点的撤去区域の不法係留船の強制的な撤去措置に係わる年次計画	3
II. 規制措置の実施計画	
1. 規制措置の基本方針	6
2. 規制措置の推進	6
3. 規制対象船舶の取扱い	6
4. 規制措置の周知徹底	6
5. 法律に基づく規制手順	6
III. その他	
1. 関係者への広報啓発活動	8
2. 計画推進のための体制と期待される役割	8

不法係留船対策に係る計画書の概要

○重点的撤去区域の設定

強制的な撤去措置を執る必要があると認められる重点的撤去区域を設定。

○不法係留船の強制的な撤去措置に係わる年次計画

重点的撤去区域を第1期から第5期に分けて実施していく。

設定時期は第1期を平成23年度、第2期を平成24年度とし、それ以降は不法係留船の係留状況・係留保管施設の保管状況等を踏まえながら対応。

○規制措置の実施計画

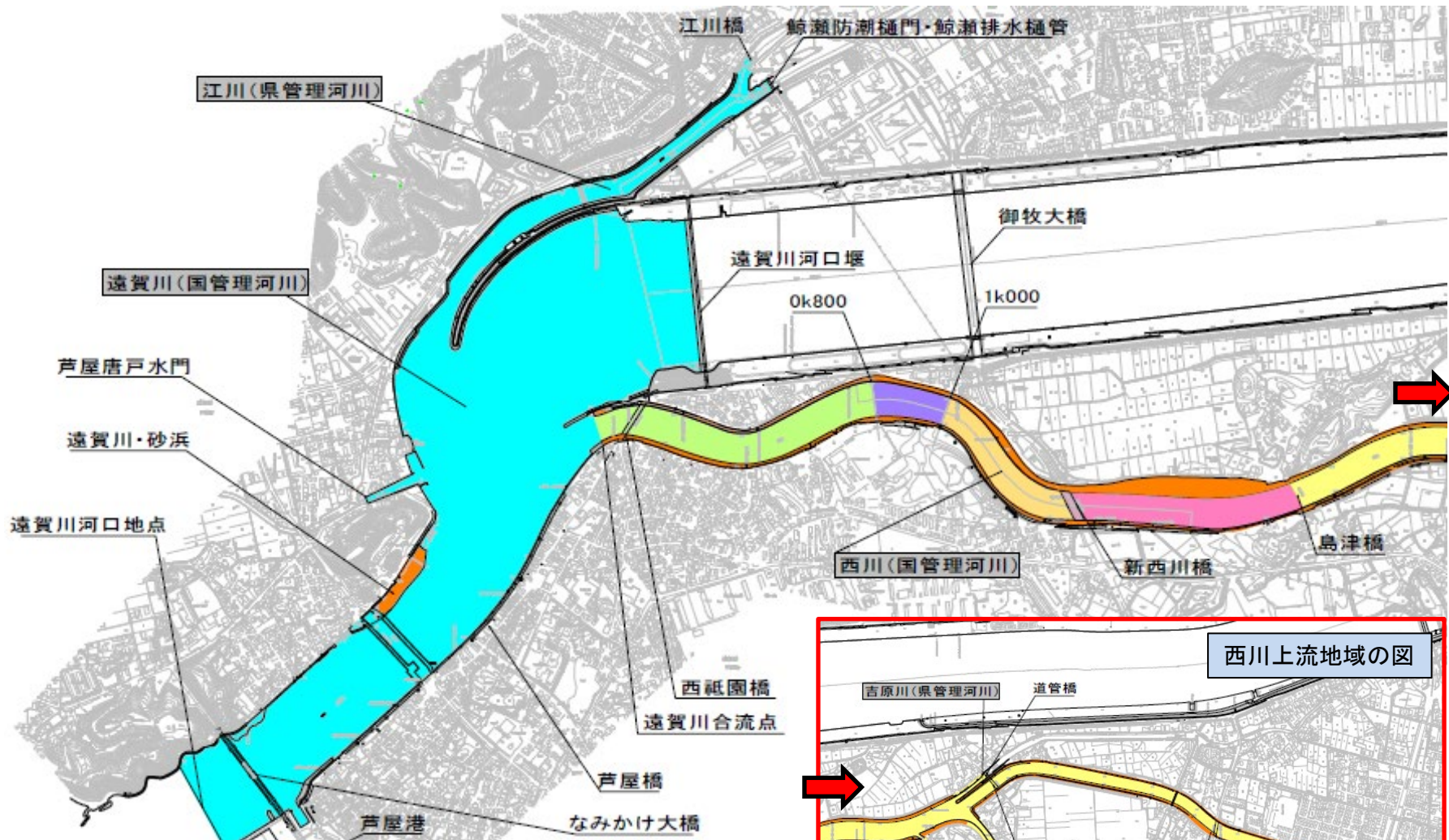
重点的撤去区域においては、不法係留船に対して積極的に行政指導・簡易代執行・行政代執行の措置を講じていく。








○計画推進のための体制

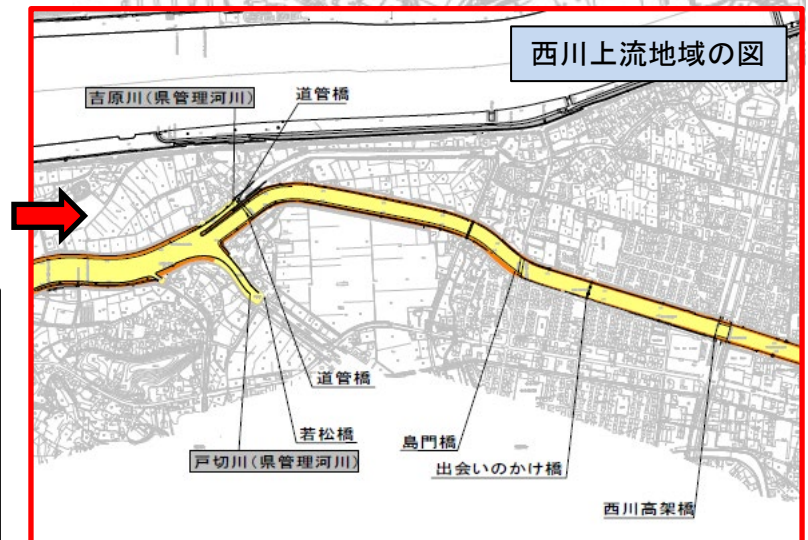
プレジャーボートの水面利用の秩序を確立し、係留保管の適正化を図るため、河川管理者、関係地方公共団体、警察機関、マリナー事業者、利用者団体、漁業関係者等が相互に連携を強化する。

→遠賀川河口域利用対策協議会、遠賀川下流部利用者会議の設置。

計画書における『段階的に設定する重点的撤去区域』

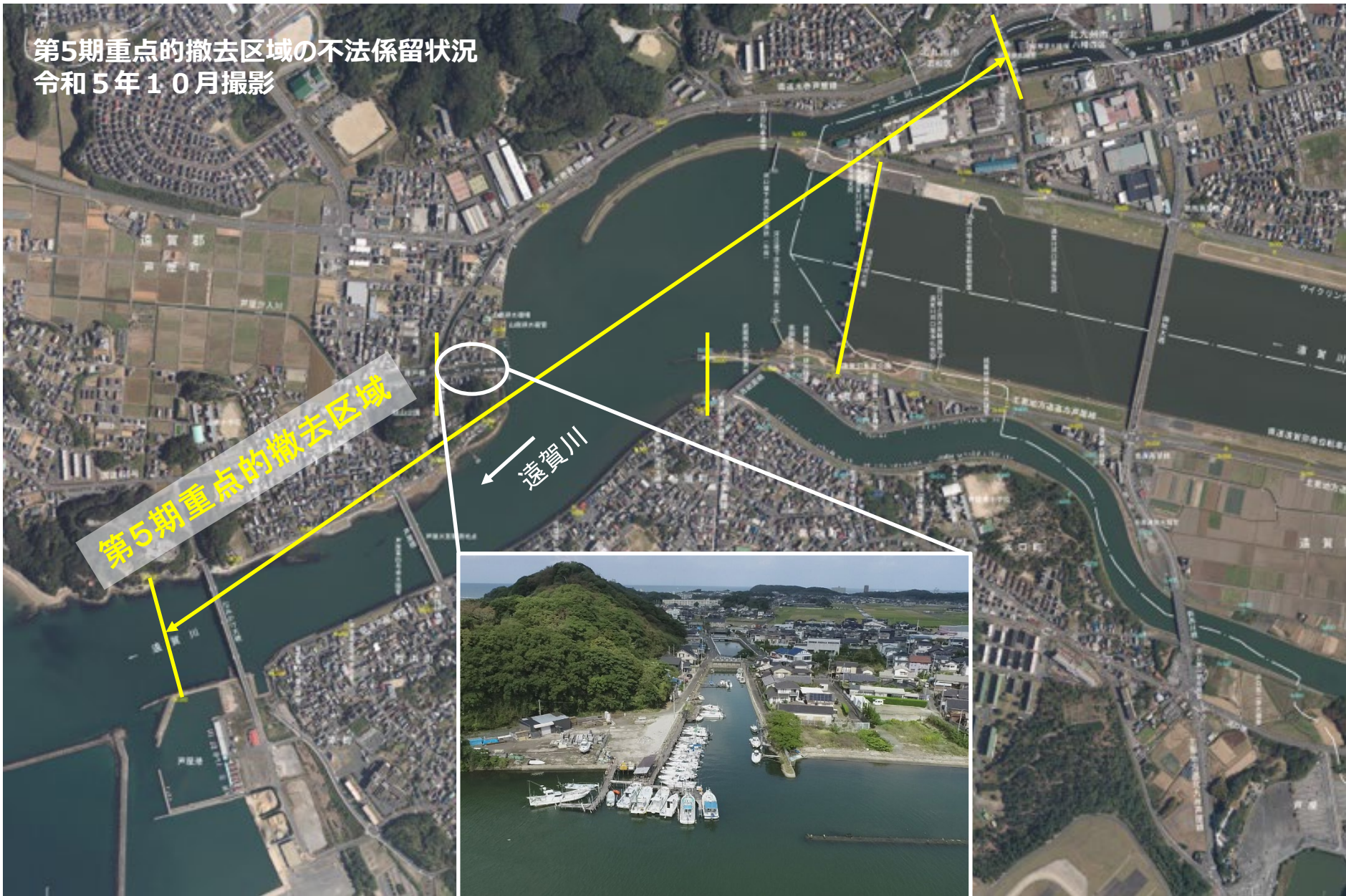


- | | | | |
|---|---|---|---|
|  | 第1期(平成23年6月)
西川高水敷・遠賀川砂浜など陸上部分 |  | 第4期(その1)(平成26年10月 対策開始)
西川(距離標1k000~新西川橋下流端) |
|  | 第2期(平成24年4月)
西川(島津橋下流端~JR鉄橋上流100m・吉原川・戸切川) |  | 第4期(その2)(平成28年7月 対策開始)
西川(距離標0k800~距離標1k000) |
|  | 第3期(平成25年4月 対策開始)
西川(新西川橋下流端~島津橋下流端) |  | 第4期(その3)(令和2年2月 対策開始)
西川(西紙園橋0k000~距離標0k800) |
|  | 第5期(令和6年4月 対策開始予定)
遠賀川本川(汐入川含む)・江川 | | |



第5期重点的撤去区域の範囲

第5期重点的撤去区域の不法係留状況
令和5年10月撮影



遠賀川河口域における不法係留船対策の進め方

不法係留船対策に係る計画について専門的な議論を行う。

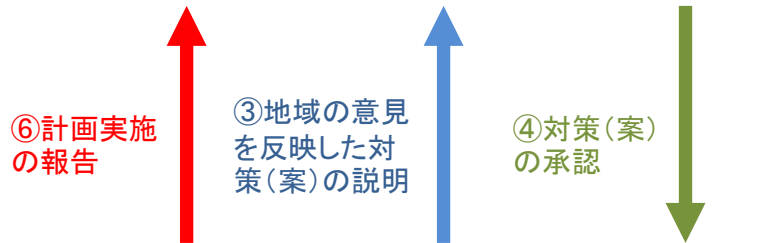
●遠賀川河口域利用対策協議会

※構成メンバー：学識経験者・地元自治体・警察・河川管理者等

「地域の意見」を不法係留船対策に係る計画に反映する。

●遠賀川下流部利用者会議

※構成メンバー：地元自治体・地域住民・地元漁協・船舶所有者の代表等



不法係留船対策に係る計画の立案及び実施を行う。

●河川管理者

※九州地方整備局・福岡県

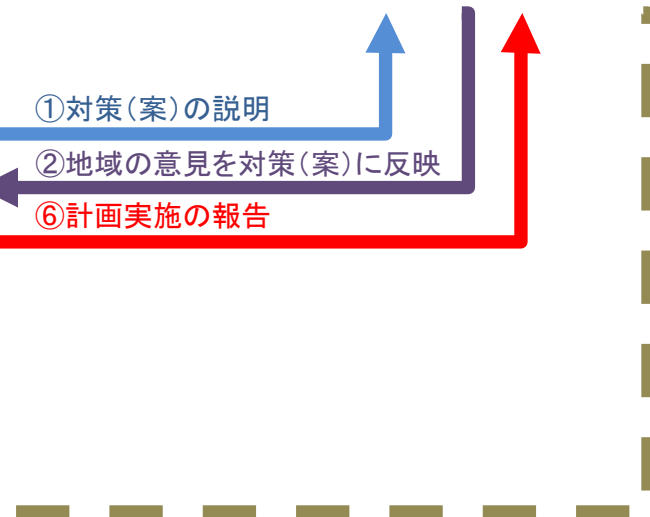
① 対策(案)の説明

② 地域の意見を対策(案)に反映

⑥ 計画実施の報告



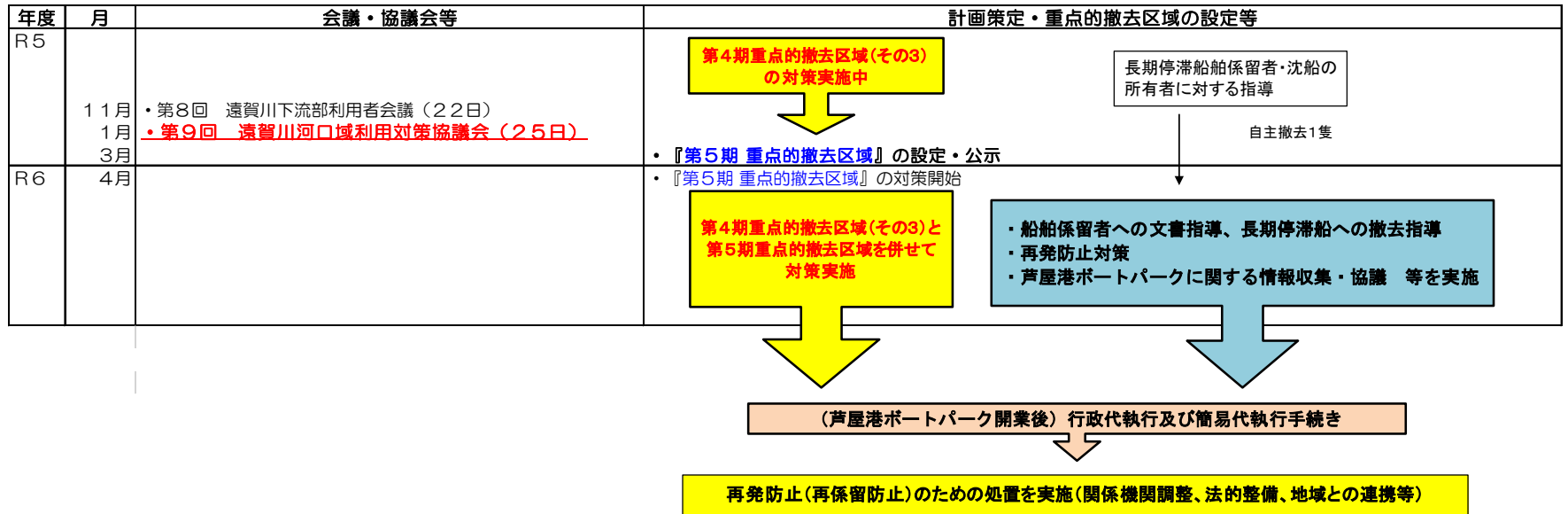
○船舶所有者又は使用者



遠賀川河口域における不法係留船対策の年表

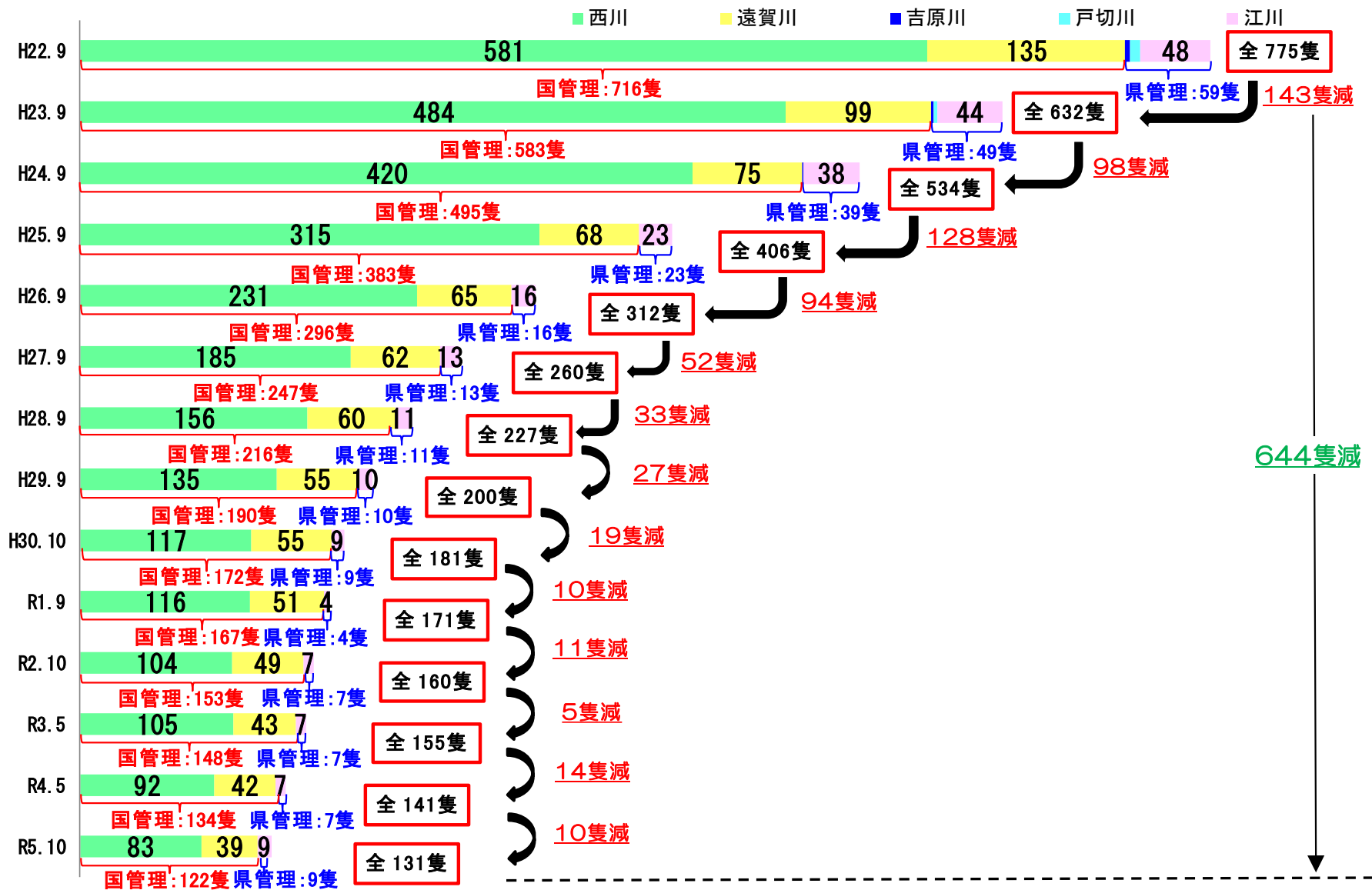
年度	月	会議・協議会等	計画策定・重点的撤去区域の設定等
H21	5月 8月 11月 3月	・第1回 西川利用対策会議 ・第2回 西川利用対策会議 ・第3回 西川利用対策会議 ・第4回 西川利用対策会議	
H22	6月 9月 11月 1月 2月	・第5回 西川利用対策会議 ・第1回 遠賀川河口域利用対策協議会 ・第1回 遠賀川下流部利用者会議 ・第2回 遠賀川河口域利用対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> 『遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書』の策定・公表 『第1期 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：69隻（H22.9月時点）
H23	6月 12月 2月 3月	・第2回 遠賀川下流部利用者会議 ・第3回 遠賀川河口域利用対策協議会	<p style="text-align: center;">第1期重点的撤去区域の対策実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ※H23年12月には1期の船は全て無くなった 自主撤去：50隻、塵芥処理：19隻 『第2期 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：45隻（H23.9月時点）
H24	4月 11月 1月 3月	・第3回 遠賀川下流部利用者会議 ・第4回 遠賀川河口域利用対策協議会	<p style="text-align: center;">第2期重点的撤去区域の対策実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ※H25年2月に2期の船は全て無くなった 自主撤去41隻、簡易代執行2隻 行政代執行0隻、塵芥処理2隻 『第3期 重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：122隻（H24.9月時点）
H25	4月		<p style="text-align: center;">第3期重点的撤去区域の対策実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p>
H26	6月 8月 9月	・第4回 遠賀川下流部利用者会議 ・第5回 遠賀川河口域利用対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> ※H26年6月に3期の船は全て無くなった 自主撤去121隻、簡易代執行0隻 行政代執行0隻、塵芥処理1隻 『第4期（その1）重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：95隻（H26.9月時点）
H27	2月 3月	・第5回 遠賀川下流部利用者会議	<p style="text-align: center;">第4期重点的撤去区域（その1）の対策実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ※H28年2月に4期（その1）の船は全て無くなった 自主撤去93隻、簡易代執行1隻 行政代執行0隻、塵芥処理1隻
H28	4月 6月 7月	・第6回 遠賀川河口域利用対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> 『第4期（その2）重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：69隻（H28.2月時点）
H29			<p style="text-align: center;">第4期重点的撤去区域（その2）の対策実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p>
H30	1月 5月 7月	・第6回 遠賀川下流部利用者会議 ・第7回 遠賀川河口域利用対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> ※H30年1月に4期（その2）の船は全て無くなった 自主撤去67隻、簡易代執行0隻 行政代執行0隻、塵芥処理2隻
R1	10月 12月 1月 2月	・第7回 遠賀川下流部利用者会議 ・第8回 遠賀川河口域利用対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> 『第4期（その3）重点的撤去区域』の設定 ※設定前隻数：116隻（R1.9月時点）
R2			<p style="text-align: center;">第4期重点的撤去区域（その3）の対策実施中</p> <p style="text-align: center;">↓</p>
R3			<p style="text-align: center;">長期停滞船舶係留者・沈船の所有者に対する指導</p> <p style="text-align: right;">自主撤去2隻、原因者負担金による撤去2隻</p>
R4			<p style="text-align: right;">自主撤去5隻</p>

遠賀川河口域における不法係留船対策の年表



2.不法係留船の現状について

遠賀川河口域における係留船舶数の推移



不法係留船調査結果

不法係留船の調査結果(令和5年10月)

(単位:隻)

※参考

区分		総数	検査済	検査切	確認不可	所有者不明船	沈船	合計	R1年度 総数	R1年度 との差
国 管 理	西川	83	69 (83.1%)	10 (12.0%)	1 (1.2%)	3 (3.6%)	0 (0.0%)	83 (100.0%)	116	▲33 (-28.4%)
	遠賀川	0	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0	0 —
	汐入川	39	27 (69.2%)	9 (23.1%)	1 (2.6%)	2 (5.1%)	0 (0.0%)	39 (100.0%)	51	▲12 (-23.5%)
	小計	122	96 (78.7%)	19 (15.6%)	2 (1.6%)	5 (4.1%)	0 (0.0%)	122 (100.0%)	167	▲45 (-26.9%)
県 管 理	吉原川	0	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0	0 —
	戸切川	0	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0	0 —
	江川	9	1 (11.1%)	0 (0.0%)	4 (44.4%)	3 (33.3%)	1 (11.1%)	9 (100.0%)	4	5 (125.0%)
	小計	9	1 (11.1%)	0 (0.0%)	4 (44.4%)	3 (33.3%)	1 (11.1%)	9 (100.0%)	4	5 (125.0%)
合計		131	97 (74.0%)	19 (14.5%)	6 (4.6%)	8 (6.1%)	1 (0.8%)	131 (100.0%)	171	▲40 (-23.4%)

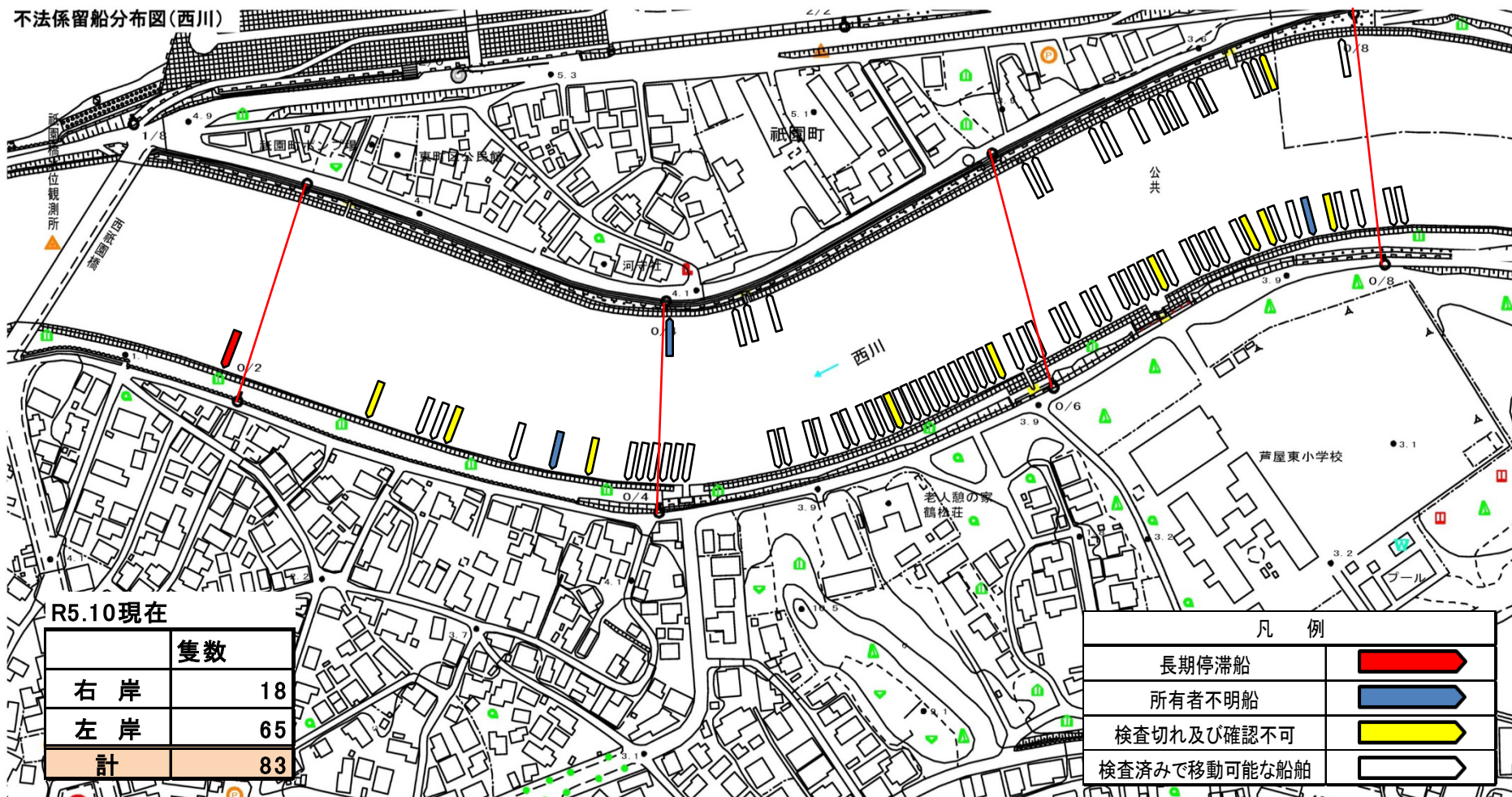
※検査については、現地巡視において、船舶検査済票の「定期検査済年票」及び「次回検査時期指定票」の確認による。

- ・検査済 … 船舶検査済票の検査期間が有効な船舶
- ・検査切 … 船舶検査済票の検査期間が切れている船舶
- ・確認不可 … 船舶検査済票が確認できない船舶
- ・所有者不明船 … 小型船舶検査機構への船舶登録がされていない、または、船舶番号が剥がされる等により所有者が不明な船舶
- ・沈船 … 船体が沈没している船舶

西川の不法係留船分布状況図

R5.10現在(西川)
不法係留船数:83隻

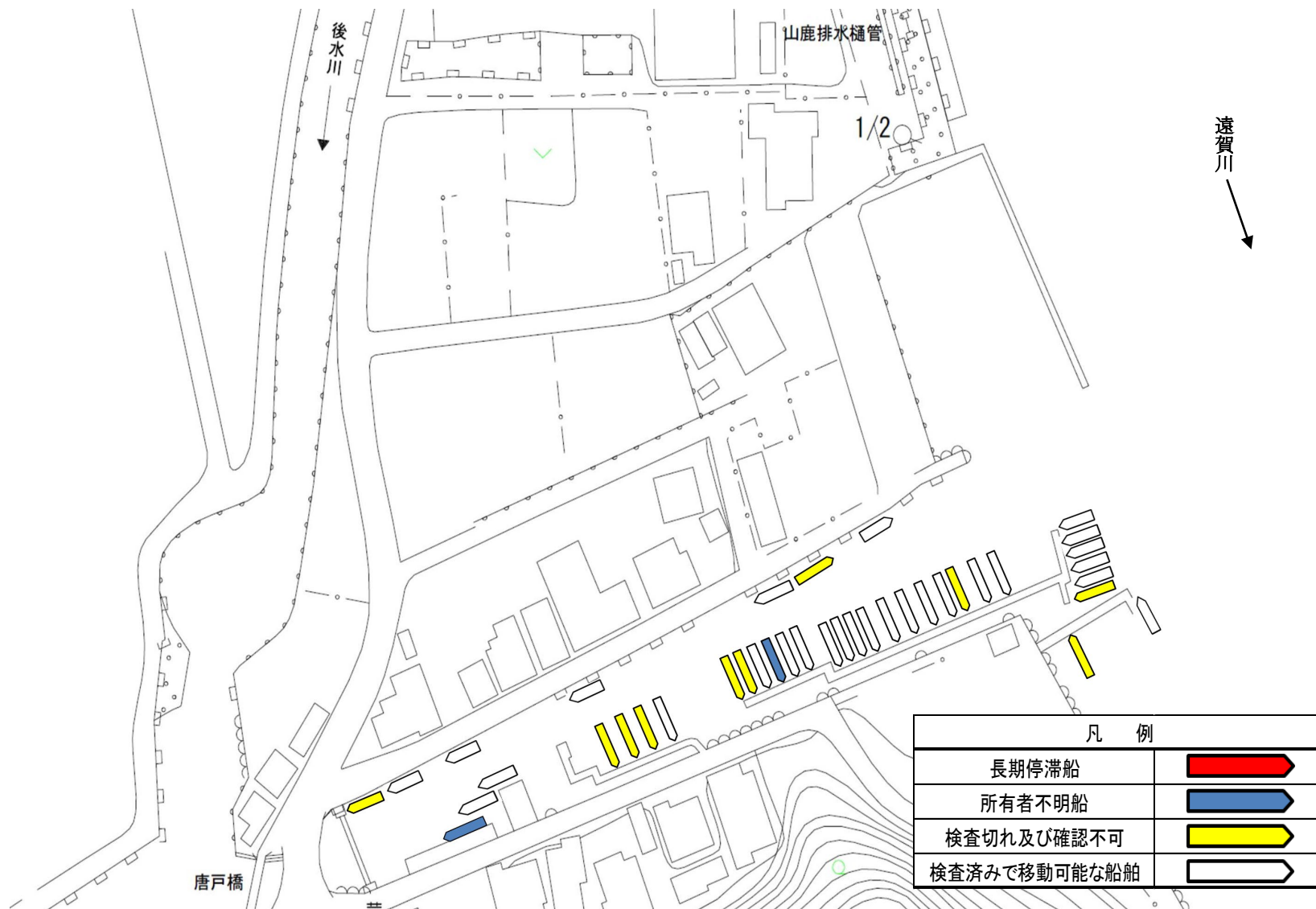
不法係留船分布図(西川)



遠賀川（汐入川含む）の不法係留船分布状況図

R5.10現在（遠賀川〔汐入川を含む〕）

不法係留船数：39隻

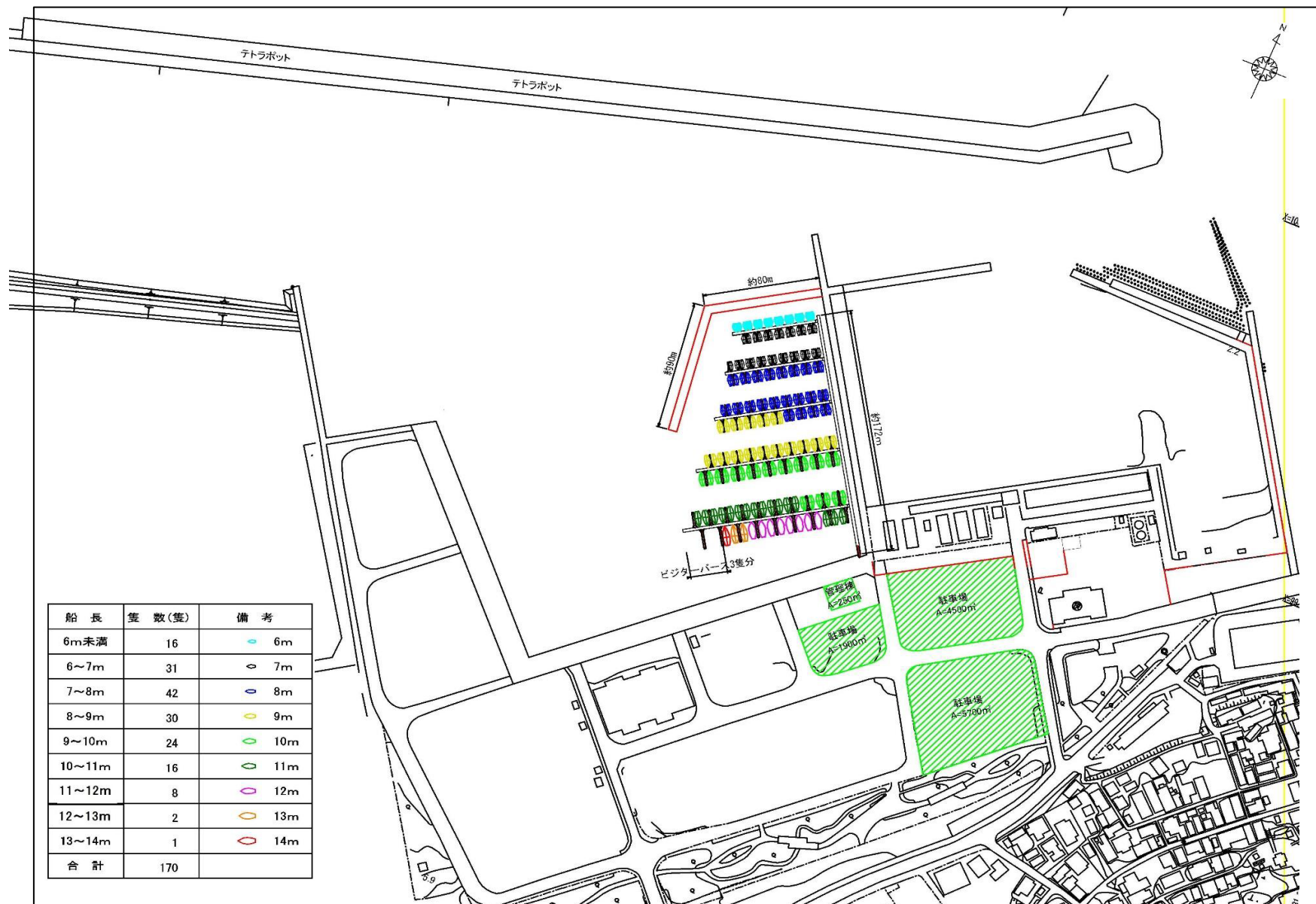


遠賀川河口域周辺の係留施設の収容余力状況（距離別）

R5.10現在

距離	施設名	所在地	公営・民営	収容可能数	現収容数	収容余力	
						収容余力	うち 9m超 収容余力数
5km圏内	芦屋マリーナ	芦屋町	民営	30	25	5	受入不可
	ヨットハーバー芦屋	芦屋町	民営	0	0	0	受入不可
	柏原漁港	芦屋町	公営	30	30	0	0
	小計			60	55	5	0
10km圏内	脇田フィッシャリーナ	北九州市	公営	108	108	0	受入不可
	小計			108	108	0	0
20km圏内	一文字小型船舶係留施設	北九州市	公営	19	19	0	受入不可
	松ヶ島小型船舶係留施設	北九州市	公営	26	26	0	受入不可
	北湊小型船舶係留施設	北九州市	公営	34	34	0	受入不可
	紫川小型船舶係留施設	北九州市	公営	36	36	0	受入不可
	小計			115	115	0	0
30km圏内	小倉マリーナ	北九州市	民営	25	20	5	受入不可
	高浜小型船舶係留施設	北九州市	公営	39	39	0	受入不可
	旧門司小型船舶係留施設	北九州市	公営	68	67	1	受入不可
	片上東小型船舶係留施設	北九州市	公営	25	25	0	受入不可
	片上西小型船舶係留施設	北九州市	公営	3	3	0	受入不可
	大里小型船舶係留施設	北九州市	公営	13	13	0	受入不可
	松原小型船舶係留施設	北九州市	公営	17	17	0	受入不可
	津屋崎スズキマリーナ	福津市	民営	30	30	0	受入不可
	津屋崎漁港	福津市	公営	196	194	2	受入不可
	津屋崎ヨットハーバー	福津市	公営	168	168	0	0
	福間漁港小型船舶係留施設	福津市	公営	70	60	10	受入不可
	福間マリーナ	福津市	民営	0	0	0	受入不可
小計			654	636	18	0	
40km圏内	田野浦小型船舶係留施設	北九州市	公営	80	74	6	受入不可
	新門司マリーナ	北九州市	民営	130	120	10	10
	小計			210	194	16	10
合計				1,147	1,108	39	10

芦屋港BPの保留施設配置計画図

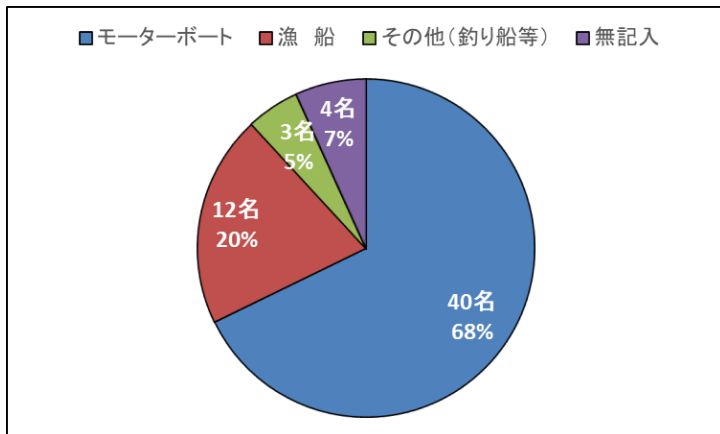


芦屋港活性化基本計画・第1回変更計画書(令和2年5月策定)より抜粋

船舶係留者へのアンケート結果について

- 令和5年7月実施
- アンケートの送付120名（うち回答59名、回答率49%）

問1. 現在、あなたが係留している船の種類を教えてください。

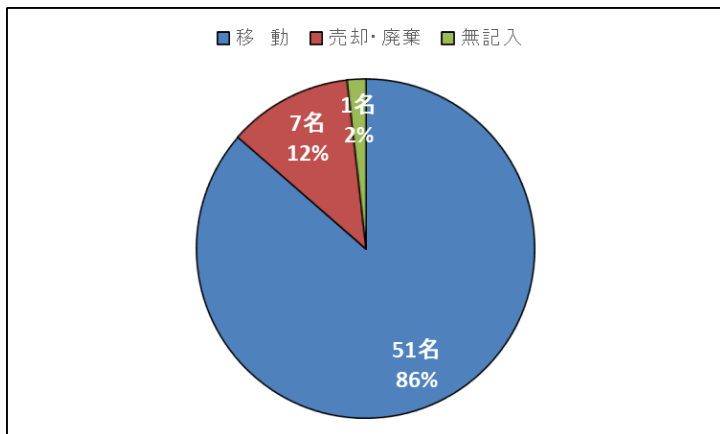


問3. 問2で「移動」を選ばれた方で、移動先の候補として考えている施設を教えてください。

• 移動予定者51名の内訳（複数回答あり）

- ① 芦屋港ボートパーク 49名
- ② 柏原漁港 4名
- ③ 津屋崎漁港 2名
- ④ 脇田フィッシャリーナ 2名
- ⑤ その他（自宅等） 3名

問2. あなたが船を係留している箇所は、現在「第4期重点的撤去区域（その3）」に設定されていますが、（もしくは、今後重点的撤去区域に設定されたとき）係留中の船をどのように対応する予定ですか？



【アンケート送付(R5.7)時点の不法係留船数:船舶の船長別】

船長	不法係留船数		アンケート結果	
	芦屋汐入川	西川	芦屋港BPへの移動希望	廃棄・売却予定
6m未満	16	19	11	1
6~7m	16	28	16	4
7~8m	2	15	8	1
8~9m	1	8	5	0
9~10m	4	7	6	1
10~11m	1	5	3	0
11~12m	0	1	0	0
12~13m	0	0	0	0
13~14m	0	0	0	0
不明	3	2	0	0
合計	43	85	49	7

3. 今後の不法係留船対策について

今後の不法係留船対策について

○第5期重点的撤去区域の設定

遠賀川河口域においては、平成23年度より6回にわたり重点的撤去区域設定を実施し、不法係留船対策を進めてきた結果、不法係留船775隻が131隻まで減少したところであるが、今後も不法係留の解消をめざして対策を実施していく必要がある。

一方、不法係留船の受け入れが見込まれる施設について、現在整備中の芦屋港ポートパーク（170隻収容予定）が今後開業見込みとなっている。

以上の状況をふまえ、今後の不法係留船対策として、区域未設定であった遠賀川河口部及び江川にかかる「第5期重点的撤去区域」を今年度中に設定し、令和2年1月に設定した「第4期重点的撤去区域（その3）」と合わせて対策を進めていくこととする。

なお、区域内において特に河川管理上支障となる可能性が高い船舶が28隻（沈船1隻、所有者不明船8隻、検査切れ船舶19隻）存在しており、これらの船舶については、重点的に撤去対策を進めていくこととする。

○不法係留解消後の再発防止

物理的な対策として、啓発看板の設置や係留柱の撤去を実施する。

また、河川管理者単独での対策には限界があるため、ソフト的な対策として、関係機関及び地域と協同で定期的なパトロールの実施や、不法係留船の情報に関する連絡窓口の開設及び連絡網の構築、今後の対策の方針を協議する組織の立ち上げなどを検討していく。